（裏面）

注意

1　この裁定に不服があるときは、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、裁定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、　　を被告として（訴訟において代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません。